

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	神奈川県迷惑行為防止条例				
条例番号	昭和38年神奈川県条例第26号	法規集	第15編第5章第1節		
所管室課	警察本部生活安全部生活安全総務課				
条例の概要	県民及び滞在者の生活の平穩を保持するため、粗暴行為、痴漢や盗撮等の卑わい行為、風俗環境を阻害する行為等の公衆に著しく迷惑をかける行為の防止及び取締り等に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、刑法、軽犯罪法等の既存法令で対応できない迷惑行為について、補完的に罰則を設けて規制しているものであり、必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例で規制する迷惑行為の取締りを推進していることにより、例えば痴漢行為や盗撮行為が抑制され、また、繁華街における客引きが減少するなどの効果を上げており、安全で安心して暮らせる地域社会を実現する上で有効に機能している。			検挙状況 ・平成21年 989件 970人 ・平成22年 990件 981人 ・平成23年 1,121件 1,096人 ・平成24年 1,011件 972人 ・平成25年 1,118件 1,084人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本年、時代に即して、電子メール等の電気通信を使用した嫌がらせ等、新たな形態の迷惑行為を禁止行為として追加したことにより、抑止効果が働いていると認められ、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、迷惑行為を規制し、県民及び滞在者の生活の平穩を保持するためのものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例は、迷惑行為を防止するために、罰則を設けて必要な事項を定めているものであるが、合理的な範囲内であって、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	④ 改正及び運用の改善等を検討する。				
	⑤ 廃止を検討する。				